

文化審議会著作権分科会(第49回)持ち回り審議 意見一覧

委員名	肩書き	対象箇所	ページ数	意見内容
鈴木將文委員	名古屋大学大学院法学研究科教授			(表記についてコメント)
河島伸子委員	同志社大学経済学部教授, 東京大学政策ビジョン研究センター客員教授	I. 著作権政策の意義と方向性	P 1 (下から6行目ぐらい)	「多様な利用環境を確保のための」タイプミスがあります。
河島伸子委員	同志社大学経済学部教授, 東京大学政策ビジョン研究センター客員教授	I. 著作権政策の意義と方向性	P 1 (一番下の行)	「海外における著作権制度の整備」を「発展途上国における・・・」とした方がよいのではないのでしょうか。
齊藤正明委員	一般社団法人日本レコード協会会長	I. 著作権政策の意義と方向性	P 1	著作権法第1条は「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。思想又は感情の創作的な表現物である著作物等の保護が重要であること、保護にあたっては公正な利用に留意すること、そしてその結果我が国文化の発展に寄与することが著作権法の目的である。従って、著作権に関する政策はこの著作権法の目的に合致するよう立案される必要があることを明記すべきである。
渡辺俊幸委員	作曲家, 一般社団法人日本音楽著作権協会理事, 一般社団法人日本作曲編曲家協会常任理事	II. 具体的施策	P 3~5	具体的施策に関して「適正な流通の促進」を図るための制度整備の必要性がことさら強調されているが、著作権法の第一義的な目的は、著作者等の権利の保護である。すなわち著作権を適切に保護し権利者へ適正な対価を還元することが新たな創作を生み出すことにつながるものであり、こうした「創造のサイクル」を循環させることが文化の発展に寄与することになるという考え方である。 文化芸術基本法第20条に規定されているとおり、著作権は「文化芸術の振興の基盤をなす」ものであり、文化芸術推進基本計画においては、「適正な流通の促進」ではなく、「著作物等の適切な保護」を図るための著作権制度整備が最重要である旨明記していただきたい。

齊藤正明委員	一般社団法人日本レコード協会会長	Ⅱ. 具体的施策 【戦略4】	P 2	全体として著作物の利用に偏った記載である。著作物等の保護の重要性を明記した上で、利用のバランスも考慮すべき旨を記載すべきである。
龍村全委員	弁護士	Ⅱ. 具体的施策 【戦略4】	P 3	幼児教育、初等中等教育等における著作物（例えば、音楽教育における音楽著作物）の利用の活性化、容易化（利用円滑化）を支援することによる文化芸術の振興の基盤造りも視野に入れることも考えられる。
井坂聡委員	映画監督，協同組合日本映画監督協会常務理事	Ⅱ. 具体的施策 【戦略4】	P 3（2行目他）	「……著作権等の保護及び著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度・運用等に関する課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。」の部分について。 映画の著作者であるが、著作権を持たない映画監督の立場から、「著作権等の保護」という記述については『著作者、著作権者の権利の保護』への記述変更をご検討いただきたい。
末吉互委員	弁護士	Ⅱ. 具体的施策 【戦略4】	P 3	上から2つ目の○。 「国は、権利情報を集約化したデータベースの構築支援や、権利者不明著作物の利用円滑化等、著作権処理の円滑化を促進する。」 に関して、「著作権・著作隣接権の許諾システムの整備・拡充」にも言及頂きたい。
土肥一史委員	吉備国際大学大学院知的財産学研究所特任教授，弁護士	Ⅱ. 具体的施策 【戦略4】	P 3（具体的施策の上から2つめの○）	ここにあげるべきかどうかははっきりしないが、データベースの構築に関して、「文化財をレガシーとしてだけでなく、リソースとしての活用を可能にするデータベースの構築」の言及をしてはどうか。

齊藤正明委員	一般社団法人日本レコード協会会長	Ⅱ. 具体的施策【戦略4】	P 3 (具体的施策)	(三つ目の○の記述について) 国境を越えた著作権侵害、特に、インターネット上の著作権侵害等については、硬軟併せた施策に重きを置く現状の取り組みレベルに留まるのではなく、諸外国が既に導入し効果が出ている施策の法整備に積極的に取り組むことを明記すべきである。
河島伸子委員	同志社大学経済学部教授, 東京大学政策ビジョン研究センター客員教授	Ⅱ. 具体的施策【戦略4】	P 3 (三つ目の○の4行目から)	「また、深刻化するインターネット上の・・・」は、この前に書かれている、海外における我が国の著作権等の海賊版の話とつながっているように読めない感じがします。とるか、別の場所に移すか、ご検討をお願いします。
齊藤正明委員	一般社団法人日本レコード協会会長	Ⅱ. 具体的施策【戦略4】	P 3 (具体的施策)	(四つ目の○の記述について) 「国は、著作権制度の国際的調和を図るため、世界知的所有権機関(WIPO)における著作権等関連条約の策定に向けた議論に積極的に参画する。」とあるが、WIPOでの条約策定の議論への参画は国際的調和を図るための一例に過ぎない。例えば、TPP協定(発効未定)や協議中のEUとのEPA等の経済連携協定の中に、著作権等の知的財産に関するルールが入っていることから、このような場面においても我が国が著作権に関する国際水準の引き上げに積極的に取り組むことを明記すべである。
河島伸子委員	同志社大学経済学部教授, 東京大学政策ビジョン研究センター客員教授	Ⅱ. 具体的施策【戦略4】	P 3 (5つ目の○の最後)	「調査研究」の前に「情報収集」があってもよいかと思います。「情報収集に努めつつ、特定テーマの調査研究を進める。」など。
福井明委員	一般社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長	Ⅱ. 具体的施策【戦略4】	P 3	原案に盛り込まれている「著作権に関する普及啓発、学校などでの著作権教育の充実」は、文化芸術を振興させるうえで不可欠だと考えます。したがって「基本計画に向けた意見」に記述することは大事だと思います。
土肥一史委員	吉備国際大学大学院知的財産学研究所特任教授, 弁護士	Ⅱ. 具体的施策【戦略4】	P 3	具体的施策の最初の○での「学校教育」の部分では、具体的に「学校での児童・生徒に対する著作権教育」としてはどうか。

末吉互委員	弁護士	Ⅱ. 具体的施策 【戦略4】	P 3	最後の○。 「国は、著作物等の創作者、利用者のいずれの立場からも著作権等の適切な保護と公正な 利用を行うことができる人材を育成するため、学校等の教育において活用できる著作権教 育用の教材を開発・普及する。」 に関して、「クリエイターに対する著作権法に係る教育啓発の機会の拡大」にも言及頂きたい。
河島伸子委員	同志社大学経済学部教授，東京大学政策ビジョン研究センター客員教授	Ⅱ. 具体的施策 【戦略4】	P 3（一番最後の○）	「人材を育成」というあたり、よくわかりません。その上の○では、より一般的な国民の教育を指しているのでしょうか。確かに、美術館や音楽ホール、劇場等で働く人々にとっても、著作権の基礎知識は必須でありながら、よくわからないという不安感を持たれているのではないかと思います。専門の協会等でセミナーがあるかもしれませんが、文化庁としても、こうした文化芸術のマネジメント現場にいる人たちの著作権研修、教育は大事になっていると思います。そういう意味ではこれは戦略5に関係してくるので、戦略5に書き込んでもよいのではないのでしょうか。

<p>椎名和夫委員</p>	<p>公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事・実演家著作隣接権センター運営委員</p>	<p>Ⅱ. 具体的施策【戦略1】</p>	<p>P 4</p>	<p>デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物等の創作、流通、利用の「環境の変化」は、利用者のみならず、権利者にも様々な著作権制度上の課題を生じさせている。しかし、本意見案のⅡ. 具体的施策【戦略1】においては、著作物等の利活用推進の観点から、「イノベーションの実現」、「IOT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新を活用」などの具体的文言が踊るのに対して、権利者が抱える課題解決の必要性については一切言及がない。</p> <p>文化審議会文化政策部会において、【戦略1】とは、情報通信技術等の利活用推進に限らず、広く文化振興や文化芸術に関連するマーケットの育成も視野に入れて検討されている。マーケット育成等の土台を築くためには、利活用の推進だけでなく、著作権者等の権利保護の視点が不可欠である。</p> <p>本意見案においても、権利者保護の重要性を十分に認識し、こうした課題の解決に向けて、スピード感を以て取り組んでいく意思を明らかにすべきである。</p>
<p>小池信彦委員</p>	<p>公益社団法人日本図書館協会理事</p>	<p>【戦略3】文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進関係</p>	<p>P 5</p>	<p>記述されているように、先に行われたニーズ把握で得られた課題について検討を進め、必要な措置の実施をお願いしたい。</p>
<p>龍村全委員</p>	<p>弁護士</p>	<p>Ⅲ. 戦略測定に資する指標候補</p>	<p>P 5</p>	<p>国際的な条約との整合、それらへのコンプライアンスや、国際的標準あるいは国際的趨勢との偏差・乖離状況についても（例えば、これらを統計的な手法により平均値等を検出するなど）、政策効果の適切な測定手法に関する研究の視点の1つとして考慮することが考えられる。</p>

井坂聡委員	映画監督，協同組合日本映画監督協会常務理事	Ⅲ．戦略測定に資する指標候補	P 5	<p>「著作権は私人の財産的権利であることから、その時々社会の要請を踏まえ、保護と利用のバランスのとれた形で制度改善を行っていくことが重要あり、一義的には、そのような改善が適時適切に行われていることをもって政策目標の達成度を評価することが適当であると考える。」の部分について。</p> <p>著作権制度の改善について政策目標の達成度評価が適切に行われることについて賛成である。 しかしながら映画の著作者である映画監督の立場から言えば、著作権は私人の財産的権利であるとしながら、著作権法上財産的権利を奪われている現状が、現行著作権法制定時からの課題（衆参文教委員会附帯決議・映画の著作権の帰属・について積極的に検討を加えること）であるにもかかわらず改善が行われていないことを申し添える。</p> <p>〈参考〉 著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成4年衆、参両院文教委員会 『衛星放送、有線テレビ、ビデオグラムの発達等により録音・録画された実演の利用が多様化・増大化している等の事情を考慮し、映画監督、実演家等の権利の適切な保護等について検討すること。』</p>
永江朗委員	文筆家，公益社団法人日本文藝家協会理事			<p>・意見案全般につきまして、特段の異議等はありません。 ・ただ、ひとつつけ加えるとすれば、著作物の利用をさらに促進するために、著作権の観点から何かできないだろうかと考えています。私が専門とする出版、とりわけ文芸の分野に関しては、書きたい人（作家になりたい人）はたくさんいて、インターネットの普及によってますます増えてるのに、読む人はむしろ減っているのではないかという現状です（この状況を「文芸のカラオケ化」と揶揄する向きもあります）。</p> <p>多くの人（日本国民に限らず）作品に触れる機会を増やすために、著作物利用のハードルを下げていく必要があるのではないのでしょうか。たとえば、著作権使用許諾を得やすくしたり、オーファンワークス（孤児作品）を利用しやすくしたりする施策が考えられますが、さらに踏み込んで、著作権保護期間の思い切った短縮や権利制限の拡大、報酬請求と利用許諾の切り離し（報酬請求はできるが、利用については拒めないなど）なども視野に入れてはいかかがかと愚考するものであります。</p>

井上伸一郎委員	一般社団法人日本映画製作者連盟 理事	参考資料3	P 1 4	<p>「文化芸術を通じた国家ブランディングへの貢献」という文言は、冷戦時代の東ヨーロッパや現代の北朝鮮などの全体主義を想像させ、異和感を覚えます。</p> <p>「文化芸術の復興により、結果的に国家ブランディングが好転する」というのなら、よく分かりますが。</p>
松田政行委員	弁護士			<p>標題の件につき意見を申し述べます。</p> <p>文化芸術をプロモーションするためにはエンターテインメントを産業として構築しなければならない。</p> <p>法制は調いつつあるものをこれを運用する人材の養成が求められる。</p> <p>大学に関係学部を貫いた「学環」を設け、文学部・芸術学部・法学部・商学経営学部・外国語学部等の関係科目と学環中核的科目を用意してエンターテインメント産業構造の総合的な理解をえさしめる教育を提供する。1つの大学で「学環」を構成できない場合には、複数の大学の共同「学環」とする。既にエンタメ業界にある人材に対する体系的教育を提供する夜間授業を行う専門職大学院の形も取り得よう。</p> <p>「学環」「専門職大学院」における法学教育を例にとると憲法の表現の自由を必須とし、文化芸術推進基本法から著作権法周辺法制が中心になり、権利処理に関する団体・団体間協定の細部まで理解させる（この研究が進むと、諸問題が顕現化され、さらにエンタメ産業を公平な契約社会に変容させる契機となる。）。</p> <p>分野別の構成については、エンターテインメント分野と法務の関係を現在某団体で構成中である。</p> <p>出版、映画、テレビ、音楽、舞台などに参画を希望する学生の需要は大きいと史料する。</p>